

1 安全で効果的な肥料利用の仕組み

- 農家が、安全で効果的な肥料を、適切に使用できるようにするため、制度が作られている。
- 制度の目的や意義は変化していないが、時代の変化に伴い様々な制度上の課題も生じていることから、海外の制度も参照しつつ、肥料の安全性の確保及び良質かつ低廉な肥料の供給の観点から、制度の見直しを行う。

使いたい肥料を正しく選択

(制度の目的)

- ・肥料は見た目で判別することが困難であり、 品質をごまかすのが容易
- ・農家が使いたい肥料を正確に判別するためには、正確な表示が必要不可欠

安全で効果的な肥料の流通

(制度の目的)

- ・ほとんどの肥料は産業副産物や廃棄物から 生産される
- ・有害物質や、肥料効果のない廃棄物が、肥料として流通しないよう管理が必要

時代に合わなくなった部分を、 農家や肥料業者の意見を踏まえ総点検 ○肥料取締法 【公定規格の見直し】 ・新たな肥料の生産や開発が進むよう、 肥料の公定規格 複雑な公定規格を簡素化するととも に、成分規格を緩和 ・肥料の安全性や効果の基準を設定 ・また、使用できる原料を明確化 【登録・届出手続の簡素化】 登録制度 ・肥料の生産実態等を踏まえ、手続 ・規格の適合性を流通前にチェック を簡素化 【表示の見直し】 保証票 ・農家が求める以上に詳細な表示は 簡素化 ・肥料の品質表示を義務付け 一方、農家にとって必要なのに 表示されていない事項については

【見直しの視点】

制度が長期間見直されていない中で、

表示や情報提供の仕組みを検討

(参考1) 肥料の特質

- 肥料は、**見た目**では、その**効果や安全性は判断できず**、生産に悪影響が出ても肥料が原因と特定することが困難であり、農家は粗悪な肥料や表示と異なる肥料を判別することが難しい。
- 肥料生産業者と農家の間に情報格差が発生しやすいため、公正な取引が行われないおそれがある。
- この格差を解消するためには、取引上有利な立場にある肥料業者が、**製品の品質**に関する**正確な情報** を農家に提供する必要がある。

<化学肥料>

◆ 硫安



3.0

◆なたね油かす及びその粉末

<産業副産物由来肥料>



♦尿素



◆ 甲殼類質肥料粉末



◆ 副産窒素肥料



<汚泥肥料>

◆汚泥発酵肥料



◆ し尿汚泥肥料

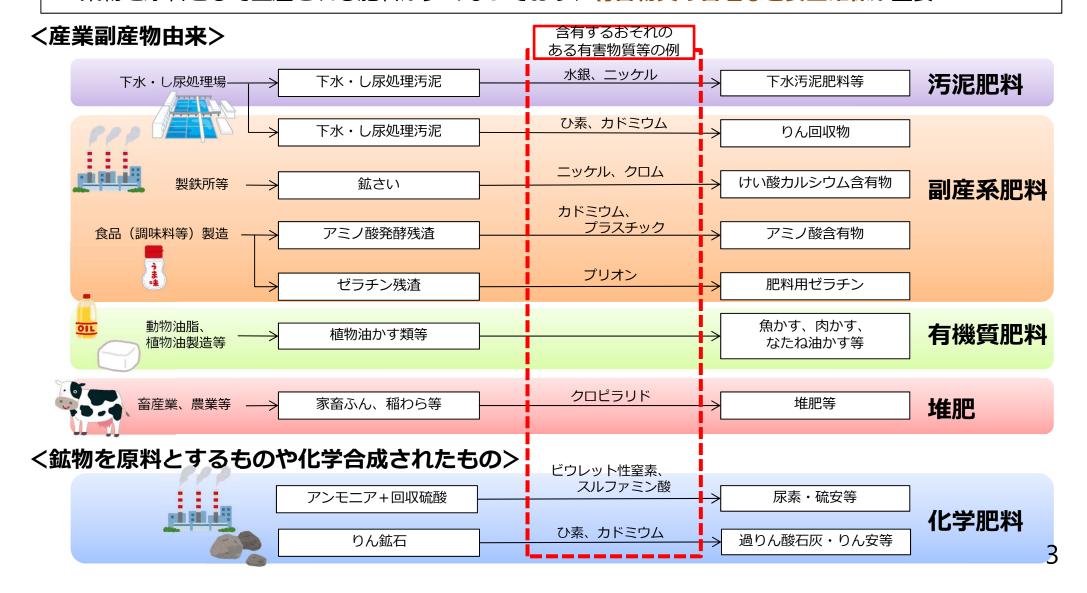


◆液体副産窒素肥料



(参考2) 肥料に利用される原料

- 肥料は、**鉱物**を原料とするものや**化学合成**されたものと、**産業副産物**を原料とするものに大別
- 鉱物の品位の低下が進んでいるほか、化学合成においても副産物が利用されるなど、産業副産物や廃棄物を原料として生産される肥料が多くなっており、**有害物質の管理など安全確保**が重要



2. 肥料制度の見直しの経緯

- ・肥料取締制度に係る意見交換会を開催(昨年11月~本年1月)
 - → 農家、学識経験者、肥料メーカーなど肥料関係者の意見を聴きながら 見直しの方向性を整理
- ・規制改革推進会議による検討、答申(本年4月~6月)

<意見交換会での意見>

- 1. 低コストで土づくり等にも役立つ副産物肥料を、農家が安心して利用できるよう、**原料** の安全確保や虚偽表示に対する規制を強化すべき
- 2. 一方で、有機・副産物肥料をはじめとした新たな肥料の開発や利用を進めやすくするため、**肥料の配合に関する規制の緩和、公定規格や手続きの見直し**をすべき
- 3. 農家が求める肥料の品質や安全に関する情報提供の充実

<意見交換会のとりまとめ資料の詳細はこちら>

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/kokankai-8.pdf

<意見交換会の資料及び議事録はこちら>

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kokankai.html

<規制改革推進会議の答申はこちら(肥料はP11~P14)>

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/190606/toshin.pdf







3. 見直しの視点 ①地力が低下した土壌や栄養バランスが悪化した土壌の増加

- 水田では、堆肥施用量の減少等により、**地力が低下し、収量の低下等が懸念**される状況
- また、畑や果樹園等では、窒素・りん酸・加里中心の画一的な施肥等により、①ほう素等の微量要素の欠乏や、②りん酸過剰による病気の誘発、加里過剰による塩基バランスの乱れがもたらすマグネシウム欠乏症などが発生
- 土づくりや土壌の栄養バランスの改善などの観点から、肥料の施用を改めて見直すことで、**収量や品質の向上や生産の安定**がもたらされる可能性

◆水田への堆肥の投入量の推移



◆ 地力が低下した土壌や栄養バランスが悪化した土壌による影響の例

地力低下

・田畑輪換での地力低下による大豆の収量低下

微量要素等の欠乏症

- ・水稲へのけい酸施用の減少による いもち病の被害の発生
- ・水稲の硫黄欠乏による収量低下
- ・ほう素欠乏によるブドウやブロッ コリーの生理障害の発生



茎表面が褐変化したブロッ コリー(ほう素欠乏)



葉が虫食い状態の ブドウ(ほう素欠乏)

出典:「作物の生理障害図鑑」(JAあいち経済連)

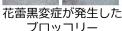
栄養バランスの悪化や過剰害

- ・りん酸過剰によるアブラナ科 野菜での根こぶ病の誘発
- ・カリ過剰によるマグネシウム欠 乏がもらたすブロッコリーの花 蕾黒変症



根こぶ病が発生した ハクサイ





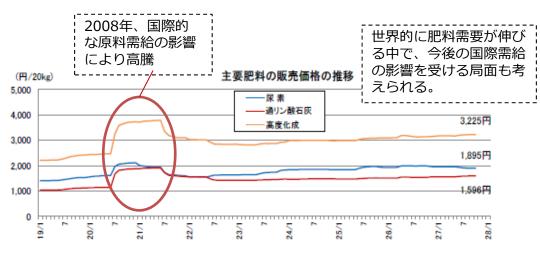
資料:東京農業大学 名誉 教授 後藤逸男氏提供

出典:「家畜ふん堆肥の連用 によるカリ過剰とブロッコリーの花蕾黒変症について」鎌田淳**ア**

3. 見直しの背景 ②産業副産物を活用した肥料の重要性の高まり

- 世界的に肥料の需要が伸びており、将来にわたる肥料の安定供給のためには、海外依存度の高い肥料原料において、 国内で調達可能な産業副産物をより一層有効利用することが重要
- 産業副産物を活用した肥料は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、低コストで土壌の改善に役立つとともに、家畜排せつ物の処理や食品リサイクル等の資源循環にも役立つ新たな肥料原料として有用

◆ 肥料価格は、国際的な原料(りん鉱石、加里鉱石など)の 需給動向に左右され、不安定



出典:「農業物価統計」(農林水産省)を基に作成

◆ 食品リサイクルによる肥料利用

食品廃棄物は再生利用率がまだ低く、肥料への活用の余地が大きい。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき、肥料利用等が進められている。



出典:「バイオマスの活用をめぐる状況(H28年9月)」 (農林水産省)に基づき作成

◆ 有機物・副産物を活用した肥料のメリット

低コスト	土壌の改善	資源循環
・原料としてのコ ストが安い	・有機物を含む他、 微量要素など	・地域の資源の有 効活用や環境保
・国内で調達可能 で国際市況にも 左右されない。	様々な養分も含 むため、土壌の 改善に役立つ	全に役立つ

◆ 鶏ふんと普通化成肥料の小売り価格の比較

肥料(窒素-りん酸-加里濃度)	小売価格	
鶏ふん (3.3 - 4.3 - 2.3%)	23円/kg	→ 56円/2.4kg [※]
普通化成(8 – 8 – 5%)	98円/kg	

※普通化成(8-8-5%)1 kgと同等以上の肥料成分量(窒素80 g、りん酸 80 g、加里 50 g)を鶏ふん(3.3-4.3-2.3%)で確保する場合の施肥量は2.4 kg(窒素80 g÷3.3%=2.4 kg)であり、56円(23円/kg×2.4 kg)に相当

出典:「平成29年農業物価統計」(農林水産省) 「ポケット肥料要覧」(農林統計協会)

(参考)産業副産物利用の課題

- 産業副産物を活用した肥料は、地域に存在する様々な資源を生かして、<mark>地域の数多くの小規模事業者</mark>により生産 (廃棄物処理業者を兼ねている業者も多数)
- また、副産物原料には、**有害物質の基準超過**や**原料の虚偽表示**等の**違反が発生**していることから、農家が安心して 利用できるようにするよう対応が必要
- 産業副産物を活用した肥料には、新たな可能性がある一方で、**資源の偏在や多様化**の中で、さらに利用を促進する ためには、現在ある**規格や配合のルールの見直し**が必要
- ◆ 我が国の肥料生産の市場規模と肥料メーカーのシェア(2013年)

- ・約3000社の9割以上は生産量が 5000トン/年以下の小規模事業者
- ・廃棄物処理業者も兼ねている業者 も多数存在

出典:「生産資材(農機・肥料)の現状について (H28年2月)」(経済産業省)に基づき作成

◆ 近年発生した悪質な肥料取締法違反の事例

【事例1】

汚泥肥料は堆肥に比べて安価であるため、堆肥と汚泥を混ぜた肥料を「**堆肥**」として販売していた。 (「汚泥肥料」としての登録義務違反)

【事例2】

化学肥料が入っているにもかかわらず、保証票に記載しておらず、 **有機由来100%**を謳っていた。

(保証票の虚偽表示)



原料の虚偽表示又は有機栽培に使用可能との虚偽の宣伝をしたことにより、当該肥料を用いて有機JAS農産物又は特別栽培農産物を生産していた農家に経済的被害が発生

4. 肥料制度の課題と見直しの方向

① 有機・副産物肥料を農家が安心して利用できるよう、肥料業者の原料管理制度の導入

- 廃棄物等の原料には、有害なものや効果のないものもある
- ・ 利用可能な原料は行政が個別に判断しており、申請者以外に は、**どの原料が利用可能か把握できない**状況
- 有害物質基準超過や原料表示違反など、法令違反が毎年発生



- 肥料原料として利用可能な産業副産物の範囲を明確化
- 原料帳簿等の作成や定期的な重金属分析など、肥料事業者による製造工程管理を徹底
- ▶ 原料の虚偽表示を防止

② **農家のニーズ**に応じた**新たな肥料の開発や利用**が進むよう、肥料の**配合の柔軟化や規格の見直し**

- 「堆肥」と「化学肥料」を配合することを原則認めておらず、 農家は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要
- 土壌分析結果に基づくきめ細かな施肥の取組が増えており、 配合肥料の生産手続の簡素化が課題





- 堆肥と化学肥料の配合を可能に
- ▶ 農家からのオーダーメイド配合は<mark>届出不要</mark>に(措置済み)
- ▶ 登録不要で届出のみで生産できる範囲を拡大(登録肥料を配合・造粒する肥料は届出で生産可能に



- 様々な原料が利用できるよう、規格を見直し (副産物肥料の最小成分等の見直し)
- ▶ 様々な微量要素等の組合せや表示ができるよう、規格を見直し

③ その他、肥料の表示等について、現場のニーズの変化に合わせて規制を効率化

- ・ 動植物質の配合肥料は頻繁に原料変更が行われるため、その 都度、<mark>包材の表示変更コスト</mark>が発生
- クロピラリド等の新たな有害物質や、緩効性肥料の効果の出る時期に関する情報など、**農家が求める情報は一層多様化**
- 成分保証のルールが厳しすぎて過剰品質となっているとの 指摘がある
- ・ 届出制の配合肥料の保証値は**原料肥料の保証値の合計**としているが、配合を重ねるほど実際の成分量から**上ぶれ**する



- ▶ 保証票の表示は必要最小限の内容とし、農家が必要に応じ 詳細な情報にアクセスできる仕組みを検討
- ▶ クロピラリド等の新たな有害物質や、緩効性肥料に関する表示ルールを検討



- ▶ 肥料成分の検査法や判定ルール(許容差)を見直し
- 配合肥料の分析値による保証を検討



5. 肥料制度の見直しの位置付け

· 成長戦略(本年6月21日 閣議決定)

(成長戦略)

土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた 柔軟な肥料生産や、安全性の確保を前提とした肥料コストの低減等に向けた事業者の創意 工夫が促進されるよう、法制度を抜本的に見直し、速やかに所用の法律案を整備する。

·骨太方針(本年6月21日 閣議決定)

(骨太方針)

土づくりに役立つ肥料生産等が進むよう、肥料に関する法制度の見直しを早期に行う。

- ・ 規制改革実施計画(本年6月21日 閣議決定)
 - → 肥料取締法に基づく規制の見直しについて記載
 - <成長戦略はこちら (肥料はP119) >

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf



<骨太方針はこちら(肥料はP29)>

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf



<規制改革実施計画はこちら(肥料はP9、10)>

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/190621/keikaku.pdf

